

平成26事業年度 一般勘定 財産目録

(平成27年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部			負債の部		
科目	摘要	金額	科目	摘要	金額
(流動資産)		13,256,145	(流動負債)		8,994,475
未収利息	有価証券運用利息、定期預金利息	6,630,437	未払金	職員給与	6,734,475
未収法人税等	源泉所得税、法人住民税還付見込額	6,625,708	未払法人税等		2,260,000
(固定資産)		10,153,040,232	(拠出金)		10,700,000,000
有形固定資産		718,186	当初拠出金		
建物	事務所内パーティション	82,330	当初拠出金資産見返	109行・庫	10,700,000,000
器具備品	サーバー、金庫等	635,856			
無形固定資産		9,955,133			
ソフトウェア	買取審査システム、ファイルサーバー等	9,608,633			
電話加入権		346,500			
投資その他の資産		10,142,366,913			
当初拠出金資産	普通預金 (306,719,506)	10,140,641,239			
	定期預金 (3,000,000,000)				
	有価証券 (6,833,921,733)				
敷金	事務所敷金	1,725,674			
資産合計		10,166,296,377	負債合計		10,708,994,475
			正味財産		-542,698,098

平成26事業年度 一般勘定 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債・剰余金の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	13,256,145	(流動負債)	8,994,475
未収利息	6,630,437	未払金	6,734,475
未収法人税等	6,625,708	未払法人税等	2,260,000
(固定資産)	10,153,040,232	(拠出金)	10,700,000,000
有形固定資産	718,186	当初拠出金	
建物	82,330	当初拠出金資産見返	10,700,000,000
器具備品	635,856		
無形固定資産	9,955,133	(剰余金)	-542,698,098
ソフトウェア	9,608,633	繰越欠損金(一)	-496,717,128
電話加入権	346,500	当期損失金(一)	-45,980,970
投資その他の資産	10,142,366,913		
当初拠出金資産	10,140,641,239		
敷金	1,725,674		
資産合計	10,166,296,377	負債・剰余金合計	10,166,296,377

平成26事業年度 一般勘定 損益計算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)		(経常収益)	
一般管理費	61,845,662	受取利息	17,273,749
役職員給与	26,937,900	その他の経常収益	6,527
諸謝金	2,099,323		
旅費交通費	117,833	(当期損失)	
事務費	26,626,547	当期損失金	45,980,970
租税公課	2,143,700		
減価償却費	3,920,359		
その他の経常費用	173,746		
(法人税等)			
法人税等			
法人税、住民税及び事業税	1,241,838		
合計	63,261,246	合計	63,261,246

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用している。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

使用可能と認められる期間にわたって、定額法により行っている。

なお、減価償却累計額は次のとおりである。

6,637,925 円

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っている。

3. リース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税および地方消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 当初拠出金資産および当初拠出金資産見返について

当初拠出金資産見返は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号。以下、法律と称す）第四十八条第一項第一号に掲げる業務に要する費用に充てるため、法律第四十一条第一項の定めるところにより機構の会員が納付したものである。また、当初拠出金資産は当該拠出金のうち、いまだ業務に要する費用に充てていないもののうち、法律第五十二条の規定により運用している金額である。